

平成 30 年 4 月 1 日以後の法人代表者等の自署押印の取扱いについて

1. 改正の概要

平成 30 年度税制改正により、法人事業税及び地方法人特別税に係る申告書及び中間申告書（予定申告書含む。以下同じ。）、修正申告書（以下「各申告書」といい、具体的には第 6 号、第 6 号の 3 様式（旧第 7 号様式）が対象となる。）に記載していた法人の代表者及び経理責任者の自署押印義務が削除され、記名押印で足りることとされました。

2. 第 6 号様式及び第 7 号様式

<旧様式>

(ふりがな) 代表者 自署押印	(ふりがな) 経理責任者 自署押印
-----------------------	-------------------------



<新様式>

(ふりがな) 代表者 氏名印	(ふりがな) 経理責任者 氏名
----------------------	-----------------------

旧様式を使用する場合は、「自署押印」を「氏名印」に読み替えて使用することができます。



3. 留意点

今回の自署押印制度の廃止対象外のもの、自署押印が必要な申告書は下記のとおりです。

- (1) 平成 30 年 3 月 31 日までに終了した事業年度に係る確定申告書  
申告書の提出日は問わないため、例えば、3 月決算法人が平成 30 年 5 月末までに提出する確定申告書には自署押印が必要となります。
- (2) 平成 30 年 3 月 31 日までに申告納付義務が発生した中間申告書  
中間申告書の提出日は問わないため、例えば、平成 29 年 10 月 1 日までに事業年度を開始した法人が、平成 30 年 5 月末までに提出する中間申告書には自署押印が必要となります。
- (3) 上記 (1)、(2) の申告書に係る修正申告書で、平成 30 年 3 月 31 日までに提出された申告書